

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
宇城地域振興局	平成 16 年 10 月 7 日 及び 10 月 8 日	平成 16 年 12 月 27 日
<p>(報告公表事項)</p> <p>(1) 県税の未収金(平成15年度末現在160,320,861円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金(平成15年度末現在9,017,000円)及び生活保護費返還金徴収金等の未収金(平成15年度末現在4,012,964円)については、引き続きその解消に努めること。</p>		
<p>(改善措置)</p> <p>(1) 平成16年12月末現在の未収金の収入歩合は8.02%で1,274万円の収入となっており、引き続きその解消に努力している。(平成16年12月末現在の未収金146,092,902円 平成16年度調定減額含む。)</p> <p>個人県民税については、管内の市町と組織している徴収向上対策連絡協議会の中で、研修会や高額滞納事案検討会を開催するとともに、共同催告を実施するなどにより、収税率向上を図っている。</p> <p>その他の県税については、年末まで滞納処分、臨戸、電話催告等の徹底を行ってきたところであり、さらに年度末に向けて滞納処分を強化し、県税の収入確保に努力する。</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金貸付金償還金 <p>平成16年11月1日に本人及び連帯保証人3名に納入催告状を送付した結果、本人及び連帯保証人3名から毎月15日に償還する旨の償還誓約書の提出があり、11月及び12月にそれぞれ、10万円ずつ計20万円の納入がなされたところである。</p> <p>今後も引き続き、経営指導及び生産技術指導を定期的実施し、生産性の向上、経営の安定化を進めて、本人の償還能力を高める措置を講じ、回収に努めていく。(平成17年1月19日現在未収金 12,002,000円)</p> ・道路占用料 <p>電話催告、臨戸により一部徴収し、平成17年1月5日現在未収金62,700円(2人、3件)(平成15年度末現在未収金340,173円)</p> <p>今後も電話催告、臨戸により徴収を継続していく。</p> ・港湾区域占用料 <p>電話催告、臨戸により一部徴収し、平成17年1月5日現在未収金774,120円(2人、2件)(平成15年度末現在未収金917,680円)</p> <p>今後も電話催告、臨戸により徴収を継続していく。</p> ・河川敷占用料 <p>電話催告、臨戸により一部徴収し、平成17年1月6日現在未収金68,055円(2人、3件)(平成15年度末現在未収金73,735円)</p> <p>今後も電話催告、臨戸により徴収を継続していく。</p> ・生活保護費返還金徴収金 <p>返還指導により、一部償還あり。(平成17年1月6日現在未収金2,421,576円)</p> <p>今後も、定期的な家庭訪問による返還指導を行うとともに、電話による督促も継続して強力に行っていく。(平成15年度末現在未収金2,568,576円)</p> ・知的障害者保護費負担金 <p>定期的な家庭訪問による返還指導を行うとともに、電話による督促も継続して強力に行っていく。(平成17年1月5日現在未収金112,800円)(平成15年度末現在未収金112,800円)</p> 		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
玉名地域振興局	平成 16 年 10 月 4 日 及び 10 月 5 日	平成 16 年 12 月 27 日
(報告公表事項)		
<p>(1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 264,972,515 円）については、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(2) 工事契約変更に伴う年度後返納の未収金（平成 15 年度末現在 29,178,776 円）、橋梁破損補修に伴う雑入の未収金（平成 15 年度末現在 8,720,000 円）及び道路占用料等の未収金（平成 15 年度末現在 1,071,536 円）については、引き続きその解消に努めること。</p>		
(改善措置)		
<p>(1) 「平成 16 年度事務執行計画」及び「平成 16 年度県税確保推進対策実施計画」に基づき、滞納者との接触交渉を強化するとともに、厳正な滞納処分を徹底し、未収金の解消に努めた。（平成 16 年 12 月末現在未収金 199,310,282 円）</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事契約変更に伴う年度後返納の未収金 滞納者から納付誓約（計画）書を提出させており、この計画書に基づき納付が履行されるよう電話催告等を行い、未収金の解消に努めた。（平成 16 年 12 月末現在未収金 20,678,776 円） ・ 橋梁破損補修に伴う雑入の未収金 電話や訪問による催促を行うなど、回収について鋭意努力しており、減少している。また、定期的に資産調査を行い、預貯金差押え等の法的処置について検討し、未収金の回収に努めた。（平成 16 年 12 月末現在未収金 8,510,000 円） ・ 道路占用料等の未収金 電話や訪問による催促、徴収を行うなど、回収について鋭意努力しており、減少している。また、定期的に資産調査を行い、預貯金差押え等の法的処置を行うなど、未収金の回収に努めた。 なお、滞納が高額、長期間の場合、実効性のある分納計画書の提出を求め、未収金の減少に努めた。（平成 16 年 12 月末現在未収金 1,045,661 円 内訳 道路占用料 1,005,451 円 河川占用料 0 円 港湾占用料 40,210 円） 		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
鹿本地域振興局	平成 16 年 10 月 18 日 及び 10 月 19 日	平成 16 年 12 月 27 日
(報告公表事項)		
<p>(1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 128,030,082 円）については、引き続きその解消に努めること。</p> <p>(2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金（平成 15 年度末現在 5,081,100 円）については、引き続きその解消に努めること。</p>		
(改善措置)		
<p>(1) 年度当初に策定した「県税確保推進対策実施計画書」及び「税務事務執行計画書」に基づき、県税未収金の解消に向けた取り組みを徹底して実行していく。 具体的には、滞納繰越分整理強化期間（6 月～8 月）を設定し、滞納事案の総点検を行うことにより、その実態に即した滞納処分や、滞納処分の停止要件に該当するものの処分停止等を集中的に実施した。 さらに、今年度新たに発生した滞納分の整理促進も併せ、11 月以降、夜間や休日の催告等を実施するとともに、差押え等の滞納処分に早期着手するなど、一層の徴収強化を図っている。 今後も、引き続き、滞納額の圧縮に努めていく。</p> <p>(2) 償還財源を確保するため、栽培指導を定期的実施したほか、今年度、新たに発生した未収金を含め、その返済について、延滞者及び連帯保証人に対し文書及び話し合いにより督促を行った。 今後も引き続き、定期的な栽培指導を実施するとともに、延滞者の実状に応じた返済計画を立てるなど督促を強化し、未収金の早期解消に努めていく。</p>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
菊池地域振興局	平成 16 年 10 月 13 日 及び 10 月 14 日	平成 16 年 12 月 27 日

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 244,871,872 円）については、引き続きその解消に努めること。
- (2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成 15 年度末現在 3,602,000 円）及び知的障害者保護費負担金等の未収金（平成 15 年度末現在 1,562,667 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (3) 菊池地域観光推進事業に関する業務委託において、委託料 700,000 円の一部が実質的な補助金として支出されていた。予算の目的に沿った事務執行に努めること。
- (4) 土木部の非常勤嘱託職員に係る報酬 18,857,075 円の一部が、農林水産業費で支出されていた。予算の目的に沿った事務執行に努めること。

(改善措置)

- (1) 平成 16 年度県税滞納整理実施要領に基づき、滞納整理強化期間を設定し実施した。
また、未収金に占める割合が最も大きい個人県民税については、市町村担当者と高額事案等の滞納整理に関する検討会を実施し、滞納整理の促進を図った。
さらに、滞納件数の多い自動車税については、平成 16 年度自動車税滞納整理処理方針に基づく滞納整理を実施している。
- (2)
 - ・農業改良資金貸付金償還金等の未収金（農林部平成 15 年度末現在 3,602,000 円）
未収金については、延滞督促及び本人との面談により解消に努めた。
その結果、平成 16 年 12 月末日までに 1,000 千円が返済され、未収金が 2,602 千円に減少した。
なお、今後とも引き続き督促及び面談を行い、早期解消に努めていく。
 - ・知的障害者保護費負担金等の未収金
関係先調査等により、債務者の生活状況を把握し、文書、電話、家庭訪問による督促を行い、未収金の回収に努めている。また、一部弁済や誓約書の徴取等により時効の中断を図っている。
(保健福祉環境部平成 15 年度末現在未収金 1,282,757 円)
電話及び家庭訪問による催告の結果、平成 16 年 12 月 31 日現在の未収金は、道路占用料 144,500 円、河川敷占用料 78,210 円の計 222,710 円となっている。今後とも未収金の解消を図るため、回収に努める。(土木部平成 15 年度末現在未収金 279,910 円)
- (3) 当該事業担当課に、各予算科目の趣旨を再確認させ、その趣旨に合致した事業を実施するよう徹底を図った。
また、事業担当課と総務課で連携を図り、支出時のチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努める。
- (4) 支出命令書を作成する際には、報酬だけに限らず全ての支出について、適正な予算科目を充てているかを確認する体制を整えることにより、予算の目的に沿った事務執行を行うよう改善を図った。
また、総務課と所管課で連携を図り、予算の執行状況を把握し、予算管理を行うことにより、適正な予算執行に努める。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
阿蘇地域振興局	平成 16 年 10 月 27 日 及び 10 月 28 日	平成 16 年 12 月 27 日

(報告公表事項)

- (1) 県税の未収金（平成 15 年度末現在 115,343,415 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (2) 知的障害者保護費負担金等の未収金（1,754,981 円）については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。